

第3章 計画フレーム

1. 目指すべき将来像
2. 基本方針
3. 資源循環型社会の構築に向けた取り組みの順序
4. 各主体の果たす役割
5. 将来ごみ量の予測
6. 計画目標の設定
 - 原単位
 - リサイクル率
 - 焼却処理量
 - 最終処分量

第3章 計画フレーム

1. 目指すべき将来像

本市が目指すべき将来像は「人が地球生態系の一員として、また市民・事業者および市が協働して、資源の浪費とごみの排出を可能な限り少なくし、徹底した環境保全に努める社会（資源循環型社会）」とします。

2. 基本方針

本市が目指す資源循環型社会を構築するためには、市民・事業者および市が“なぜ構築しなければならないのか”、“何のために構築しなければならないのか”を理解し、「資源循環型社会」に向けて、各々の責任と自覚を踏まえた取り組みを積極的に行うことが必要です。

そこで市は、「資源循環型社会」を構築していく上での基盤となる3R施策（リデュース・リユース・リサイクル）について、市民の発意と協働を基本として推進していきます。

また、3R施策に取り組んだ上で、最終的に排出されるごみについては、できる限り環境への負荷の低減に努めながら、生活環境の保全上支障が生じないよう適正に処理していくこととします。

3. 資源循環型社会の構築に向けた取り組みの順序

資源循環型社会を構築するために、排出されたごみを資源化（リサイクル）するだけでなく、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）を含めた3Rの積極的な取り組みを推進します。

この取り組みの順序は、次のとおりとします。

取り組みの順序

○1番目は、出てくるごみをできるだけ減らします。（リデュース）

※買い物袋の持参、過剰包装のお断り、使い捨て商品の見直しなど

○2番目は、物を大切にし、できるだけ長く使用するとともに、繰り返し使われるようにします。（リユース）

※修理してもう一度使う、詰め替え商品の利用、フリーマーケットやリサイクルショップ等の活用など

○3番目は、資源としてリサイクルします。（リサイクル）

※分別の徹底、集団回収への参加など

○4番目は、資源として使えない物は、燃やしてその熱を利用します。

※ごみを焼却した時に出る熱を発電や温水プールに利用するなど（リサイクル）

○最後は、環境への影響を抑えながら適正に処理します。（適正処理）

4. 各主体の果たす役割

資源循環型社会を構築していくためには、市のみならず、市民・事業者が一体となって施策を推進することが必要になります。そのために、それぞれが果たすべき役割は次のとおりとします。

○ 市民

市民は、消費者・地域住民として、自らがごみの排出者であることを認識するとともに、排出者としての責任を自覚し、資源循環型社会の構築に向け、ライフスタイルの見直しを行っていくものとします。

○ 事業者

事業者は、環境に配慮した事業活動に向け、排出者責任や拡大生産者責任を踏まえて、自ら排出するごみの発生を抑制するとともに、ごみ等の適正処理および資源としての循環的利用を行っていくものとします。

○ 市

市は、ごみの発生抑制や再使用に関し、適切に啓発や情報提供、環境教育等を行うことにより市民・事業者の自主的な取り組みを促進していきます。

また、分別収集の推進や再生利用および熱回収等によるごみの適正な循環的利用に努めるとともに、処分しなければならないごみの適正な中間処理および最終処分を確保していきます。

5. 将来ごみ量の予測

これまでのごみ量の実績および、今後の人口推移予測を基に推移した場合のごみ量を予測すると次のようになります。

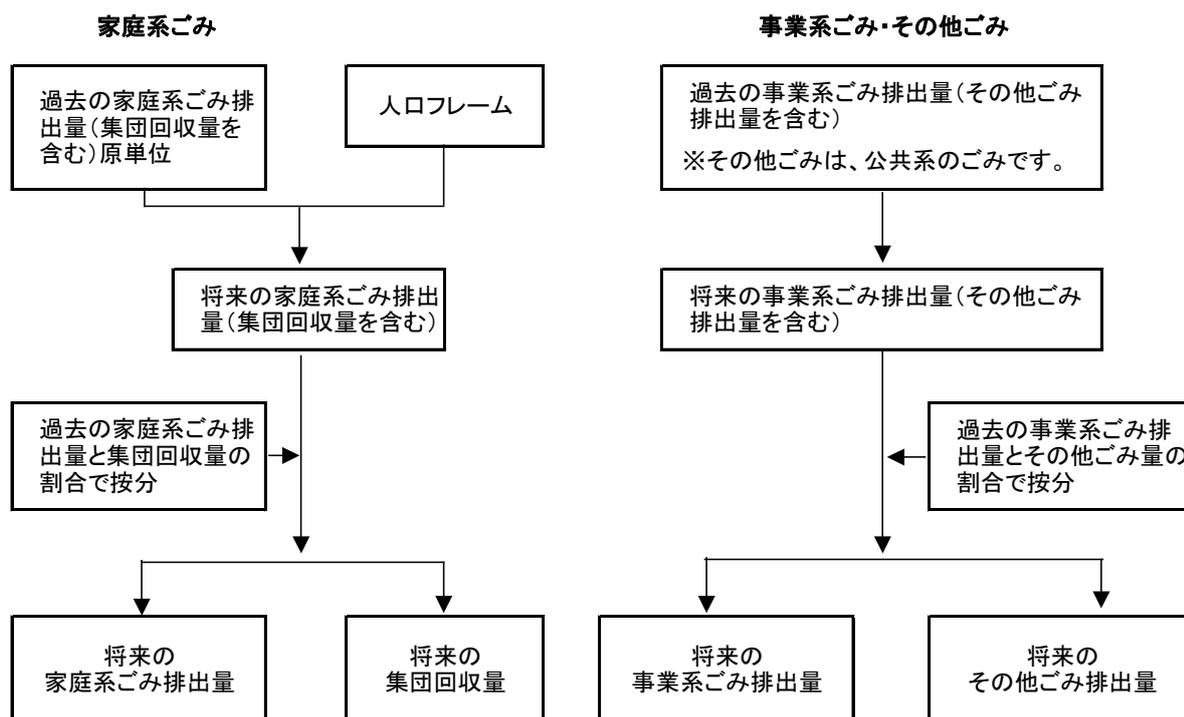
ごみ量予測結果

区分	年度 単位	実 績		予 測	
		h18 基準年度	h24	h29	h32
収集人口	人	474,934	480,579	476,000	474,000
家庭系ごみ量	t / 年	107,032	96,489	95,309	94,406
	g / 人・日	617.5	550.1	548.6	545.7
事業系ごみ量	t / 年	41,799	36,255	34,921	34,303
その他ごみ量	t / 年	3,205	1,762	1,641	1,561
合計	t / 年	152,036	134,506	131,871	130,270
	g / 人・日	877.2	766.8	759.1	753.0
集団回収量	t / 年	28,241	20,718	19,869	19,524
合計	t / 年	180,277	155,224	151,739	149,794
リサイクル量	t / 年	50,454	37,646	35,486	34,177
リサイクル率	%	28.0	24.3	23.4	22.8
焼却処理量	t / 年	125,997	116,007	114,786	113,152
最終処分量	t / 年	19,253	17,900	17,058	16,645

※収集人口推計値は、市総合計画の人口推計（平成22年まで）に基づき推計したものです。

※人口は、松戸市が公表している各年10月1日現在の最新の数値で、国勢調査後に修正されています。

将来ごみ量の予測



◆算出方法について

将来のごみ排出量は、家庭系（集団回収分を含む）・事業系（その他公共系を含む）に分けて過去の実績を基に予測します。

なお、過去の実績については、平成20年度～平成24年度の過去5年間とします。

6. 計画目標の設定

本市が目指す資源循環型社会を構築するために、市民・事業者・市がそれぞれの立場で考え行動していくための共通した具体的な目標を次のとおり設定します。

ここに掲げる数値目標は、最終年度での達成を見込んだものですが、早期達成に努めるとともに、達成した水準は維持し、また、さらに削減を進めるものとします。

計画目標

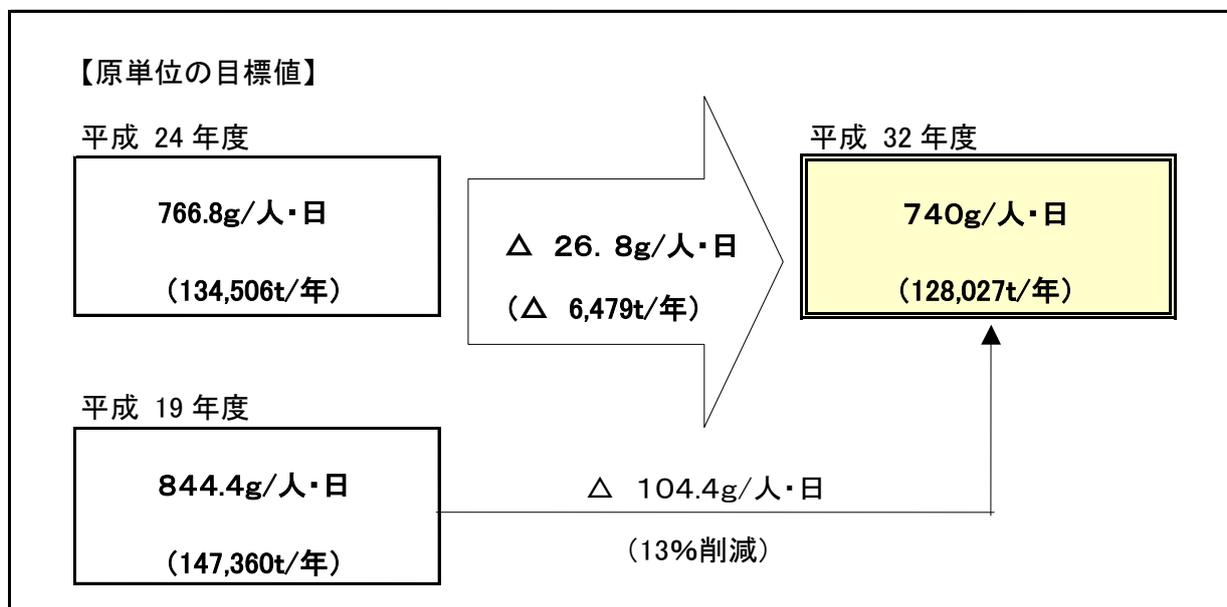
計画目標	計画年次（平成 32 年度）
原 単 位	7 4 0 g / 人 ・ 日
リサイクル率	3 0 % 以上
焼却処理量	106,000 t 以下 / 年
最終処分量	11,000 t 以下 / 年

■ 原単位

資源循環型社会を構築するためには、ごみの発生を抑制することが最も重要であるため、排出量の削減を目標とします。

排出量削減の目標については、家庭系・事業系・その他（公共系）ごみを合計した市民一人一日当たりの排出量（原単位）とします。

目標値 原単位：平成 32 年度 740 g/人・日



※原単位の目標値を 740g/人・日とすると、ごみ量は 740g/人・日×推計人口 474,000 人(h32)×365 日＝128,027t となります。

国の目標との関係

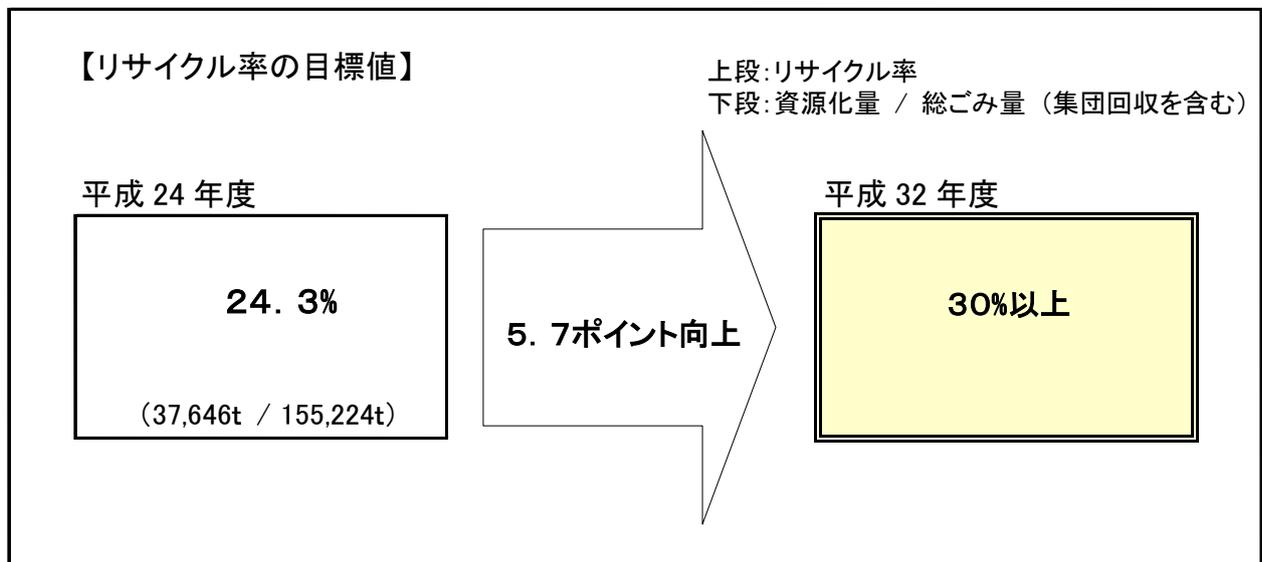
本市の市民一人一日当たりの排出量は、平成 24 年度 766.8g で平成 19 年度（国の目標基準年度）844.4g に対して約 9%の削減になっていますが、更に発生抑制・再使用を進めることとし、本計画の目標を原単位 740g とします。

なお、この目標値は、国の目標（平成 27 年度までに平成 19 年度比で 5%削減）を本市の目標年次である平成 32 年度まで延長した場合と同じ削減率約 8%にさらに 5ポイント上乗せした数値（13%削減）に相当します。

■ リサイクル率

ごみとして排出されたものは、可能な限り再生利用することが環境への負荷を低減するために必要です。そこで、総ごみ量に対する資源化量の割合であるリサイクル率を目標とします。

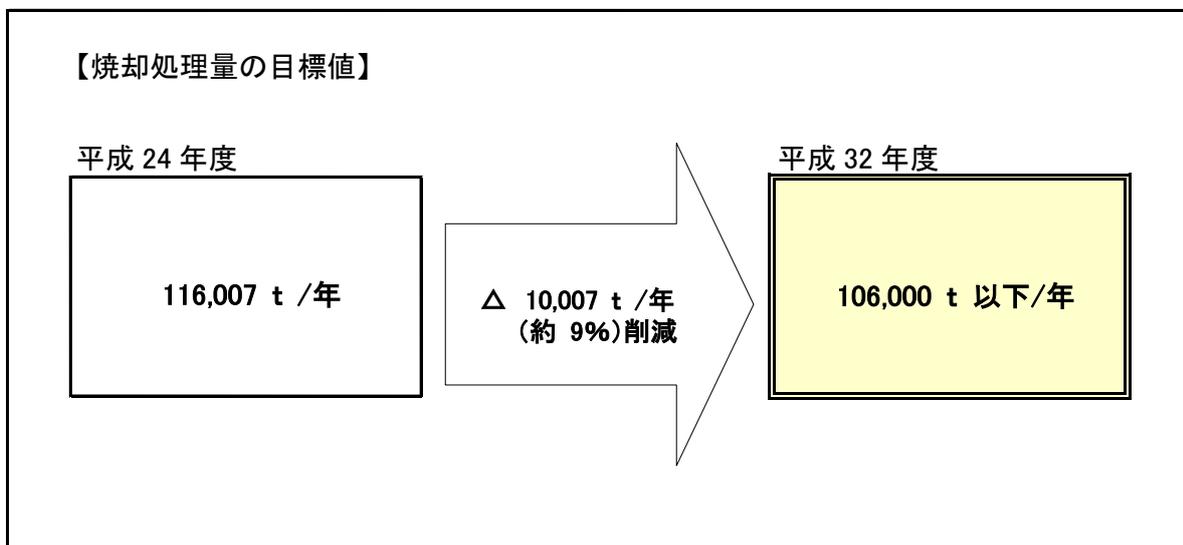
目標値 リサイクル率：平成 32 年度 30%以上



■焼却処理量

焼却処理による環境への負荷を低減するため、市焼却処理施設での処理量を目標とします。

目標値 焼却処理量：平成 32 年度 106,000 t 以下/年



■最終処分量

現在、中間処理を行ったあとの焼却灰や資源残渣は、市外で最終処分を行っています。最終処分による環境への負荷を低減するため、最終処分量を目標とします。

目標値 最終処分量：平成 32 年度 11,000 トン以下/年

